

令和5年度第6回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和6年1月26日(金) 午後1時30分～午後2時19分
場所	もくせい会館3階 301・302 会議室
出席者	会長 萬沢 明 委員 菱田 秀雄、佐々木 和仁、白石 良、徳田 稔、柿崎 ひとみ、高橋 和子、小川 肇、大戸 規彰、土谷 利美、前 里恵、森田 秀司、小川 恵子、半澤 比呂美、沢本 善弘
事務局	田村福祉保健部長、神田障害福祉課長、天野介護福祉課長、西野福祉総務係主査、今野障害福祉係長、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、佐野高齢者支援係主査、西間木介護保険係長、浦野介護保険係主査、小野瀬福祉総務係主事

[事前配付資料]

- ・事前資料1 令和5年度第5回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

[当日配付資料]

- ・資料 2 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)に関する意見及び回答
- ・資料 3 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)(案)に関する意見及び回答
- ・資料 4 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画答申(案)(第5章抜粋)
- ・資料 5 第9期計画に向けた第1号介護保険料及び介護報酬改定等について

1 開会(福祉保健部長)

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度、第6回福生市地域福祉推進委員会を開会します。

本日は(笹本委員、杉本委員、早田委員、西村委員、波多野委員、三井田委員、濱中委員)が御都合により欠席をされる旨、事前に御連絡いただきました。

本日は各計画の答申(案)について御協議をいただく予定となっていますので、よろしく申し上げます。

2 会長あいさつ

会 長： 本委員会では「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)」について議論してきましたが、次回最終的な答申(案)として完成させる予定ですので、本日もよろしく申し上げます。

3 議題

(1) 意見募集(パブリックコメント)の結果及び意見に対する考え方について

会 長： それでは、本日の議事に入ります。

議題(1)、「意見募集(パブリックコメント)の結果及び意見に対する考え方について

て」、計画毎に説明をお願いします。はじめに、「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」からお願いします。

事務局： 議題の（1）意見募集（パブリックコメント）の結果及び意見に対する考え方について、資料2を御覧ください。

令和5年12月14日（木）から令和6年1月12日（金）までの間、市役所を始め、福祉センター、保健センター、児童館、公民館、等の公共施設等において、市民の皆様からの御意見（パブリックコメント）を募集しました。

また、市HP等にも掲載して意見を募集しましたが、障害福祉計画については市民意見及び議員からの意見はありませんでしたので御報告します。

説明は以上です。

会長： ただいまの説明について御質問や御意見のある方はいますか。

なければ、「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」についてお願いします。

事務局： それでは、「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果及び意見に対する考え方について御報告します。資料3を御覧ください。

令和5年12月14日（木）から令和6年1月12日（金）までの期間で、市民意見募集を市内の公共施設及びインターネット上で実施し、1名の方から1件の御意見をいただきました。主な内容は、「在宅介護専用窓口を作る」、「手すりがあっても入浴に介助がいる」といったものです。

市の考え方ですが、在宅介護専用窓口については、令和4年4月に高齢者の総合相談窓口である、地域包括支援センターを市内3ヶ所に再配置し、体制強化を図りました。在宅介護の相談窓口として、よりその機能が発揮できるよう周知を進めるとともに、さらなる事業の展開・充実を図ります。入浴介助については、介護保険サービスの利用により、高齢者もその御家族も安心して入浴の機会を確保することができると考えますので、適切なサービス利用につながりやすくなるよう、引き続き制度に関する情報提供を行います。

いずれの御意見につきましても、すでに計画書に記載の内容ですので、計画書の修正は予定していません。

なお、その他の「支援金」や「優先駐車場」に関する御意見については、御質問の意図が把握しきれないため、回答を差し控えています。

以上です。

会長： ただいまの説明について、御質問や御意見のある方はいますか。

委員： パブリックコメントの結果についての感想として、「在宅介護専用窓口を作してほしい」という意見があったことから、地域包括支援センターという窓口があることや、体制が強化されたことについて、認知度を高めていくような方策を考えていく必要があるのでは

はと感じます。

会 長： その他御意見等ありますでしょうか。他になければ、次に進みます。

(2) 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の答申(案)について

事務局： 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の答申(案)について説明申し上げます。

前回11月に実施した、第5回地域福祉推進委員会で「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画中間答申(案)」について提示しました。計画全体のうち、第5章の内容は令和8年度の将来像ということで、計画の事業ごとに計画期間の最終年度である令和8年度までの目標値を記載しており、昨年2月に厚生労働省から示されている目標に、福生市の実態を勘案した成果目標です。

この成果目標の記載方法について、前回の地域福祉推進委員会でいただいた御意見や庁内での検討を踏まえ、今回新たに目標設定の考え方の追記及び各事業の活動指標を細分化し、年度毎に数値化しましたので、前回からの変更点ということで本日の議題としました。

資料4の御確認をお願いします。資料4の1ページでは、「1 成果目標」の「(1) 障害福祉計画」をもとに御説明しますと、前回の地域福祉推進委員会でお示した成果目標は、「国の基本指針」、「目標値」の記載のみでしたが、今回、列を追加して「設定の考え方」を追記しています。

「① 福祉施設の入所者の地域生活への移行」上段の「地域生活移行者数」について、「国の基本指針」では、「令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活に移行する」と設定されています。

この「国の基本指針」の右隣の列の「設定の考え方」ですが、福生市における令和4年度末時点の施設入所者数は35名でしたので、35名の実績から6パーセントの数値である3名(小数点繰り上げ)の方を地域生活へ導く支援をしていくことを目標としています。

続きまして、下段「② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」ですが、こちらも前回は目標値として地域包括ケアシステムを「整備」という目標設定をしていましたが、目標設定をより具体化するため、活動指標を細分化の上、年度毎に数値目標を設定しました。これにより年度毎に会議の開催回数や利用者数を明確化していますので、より具体的な目標に向けた対応がしやすい等の効果が期待できるものと考えています。

2ページをお願いします。「③ 地域生活支援拠点が有する機能の充実」の項目について、こちらも先ほどの地域包括ケアシステムの説明と同様に「設定の考え方」の列を追加し、地域生活支援拠点が有する機能の充実について、「設定の考え方」において具体例を明示しています。国の指針に準じて、コーディネーターの配置による効果的な支援体制の充実や拠点の地域生活支援拠点の充実に向けた検討の実施など、目標設定の考え方を整理しています。

また、下段の表では、地域生活支援拠点の活動指標の項目を新たに設けて、具体的活動について年度毎の数値設定をしています。

以降のページについても、同様に設定の考え方を明示し、目標値の設定理由を明確にしています。内容につきましては、前回の地域福祉推進委員会でも触れていますので割愛しますが、記載方法について1ページから5ページまでの障害福祉計画、最後の6ページの障害児福祉計画についても各項目同様の形で設定の考え方、活動指標を追加しています。説明は以上です。

会長： 新たに記載を整理して掲載しているとのことでしたが、ただいまの説明について、御質問や御意見のある方はいますか。なければ、次に進みます。

(3) 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の答申(案)について

事務局： それでは、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(答申案)について、御説明します。

第9期介護保険事業計画期間における介護保険料については、国の社会保障審議会で議論が重ねられ、昨年12月22日に結論を得たところです。市では現在、その内容を踏まえ、介護保険料の算定を行っているところですが、本日は国の方針及びそれを踏まえた市の考え方、また、第9期介護保険料に影響がある介護報酬改定等について御説明します。

それでは資料5を御覧ください。「第1 第1号介護保険料に関する見直しについて」です。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、国が定める標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額を基本として、自治体ごとの特徴や事情に応じて、国の示す標準の所得段階をさらに弾力化し、定めることができるとされています。

「1 国の方針」の「(1) 第1号介護保険料見直しの方針」ですが、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図る趣旨のものです。

資料の2ページを御覧ください。こちらは、厚生労働省資料です。見直しのポイントは3点で、1点目は、標準段階を現行の9段階から13段階への多段階化することです。資料右下に赤い三角の印が4つありますが、こちらは国が新たに設けた所得段階になります。これまで、合計所得金額320万円以上の方は、一括りとされてきましたが、負担能力に応じた乗率を設定するため、多段階化されました。

資料の3ページを御覧ください。2点目は、高所得者の標準乗率の引上げで、新たに設けられた所得段階10段階以上の標準乗率が引き上げられ、ピンクで囲まれた部分が、保険料の増額部分で、低所得者の減額する保険料を補う財源とされています。これまで、合計所得金額が320万円以上の方の乗率は、一律で1.7とされていましたが、高所得者層をさらに細分化し、1.9から2.4の所得に応じた乗率が設定されました。

再度資料2ページを御覧ください。3点目は、低所得者の標準乗率の引下げです。第1段階から第3段階の標準乗率をそれぞれ引き下げ、低所得者の保険料上昇抑制を図る

うとするものです。

資料の1ページにお戻りください。この標準乗率を踏まえた「2 市の考え方」の1点目でございます。市では、第8期計画においては、国の標準9段階をさらに多段階化し、14段階の所得段階を設定していましたが、第9期においては、国が新たに設けた基準所得金額、420万円、520万円、620万円、720万円を考慮した基準所得金額の設定を行いたいと考えています。

2点目、国の見直しの趣旨を踏まえて、第1段階から第3段階の保険料の引下げを行う必要があると考えています。

3点目、国の応能負担の方針に沿った形で、合計所得金額420万円以上の所得段階の乗率を設定しますが、予期せぬ物価高騰等の社会情勢や、これまで本人課税者に適用されてきた保険料算定に使用する合計所得金額から10万円の特別控除がなくなるなどの制度改正に配慮した金額設定を行う必要があると考えています。

以上が、介護保険料に関する国の方針、市の考え方ですが、今後算定を進め、令和6年3月議会に介護保険条例の一部改正議案を提出し、議決をいただいた後に介護保険料を決定する予定です。

続きまして、「第2 介護報酬改定」についてです。こちら、昨年末に国の令和6年度予算案等が閣議決定され、令和6年度介護報酬改定の改定率、第9期計画期間に向けた制度改正等について確定したとの通知を受けました。介護職員の処遇改善分が0.98パーセント、介護職員以外の処遇改善分が0.61パーセントで、合計1.59パーセントのプラス改定です。こちら、現在国の「地域包括ケア「見える化」システム」により、給付見込額の算定を行っています。

続きまして「第3 その他」の「1 介護老人保健施設における多床室の室料負担の見直しによる影響」です。これまで介護老人保健施設の多床室では、室料負担について介護給付の対象とされてきましたが、特別養護老人ホームと同様に、室料負担を介護給付の対象外とし、自己負担を求めることとされました。対象となる入所者のうち、所得段階が1から3段階の非課税世帯の方については、補足給付により負担軽減を図っていきますので、特定入所者介護サービス費等給付額が増額となる見込みです。実施時期は、十分な周知期間を確保する観点から、令和7年8月が予定されています。

続いて、「2 基準費用額（居住費）の見直しによる影響」です。近年の光熱水費の高騰に対応し、在宅で生活する方との均衡を図るため、施設入所の方の基準費用額、いわゆる居住費が増額されます。この居住費には、光熱水費が含まれています。居住費については、自己負担となるため、給付費への影響はありませんが、利用者負担第1段階の多床室利用者については、補足給付により負担軽減を図っていきますので、特定入所者介護サービス費等給付額が増額となる見込みです。実施時期は令和6年8月が予定されています。

次に「3 利用者負担2割の範囲の拡大見送り」です。国において、利用者負担2割の方を拡大する検討を行っていましたが、「医療と介護の特性の違い」、「負担増でサービス利用に支障が出ないか」などの点から、第9期計画における改正は見送り、「第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに結論を得ること」とされました。

以上が第9期介護保険料の算定に影響する主な改正内容で、これらを計画に反映させて、引き続き、介護給付費見込みの推計、それに基づく介護保険料の算定作業を進めて参ります。説明は以上です。

会 長： ただいまの説明について、御意見等ありますでしょうか。

委 員： 市の計画としては、国の方針に基づいて計画されていると感じます。しかし、現時点で国の方針では見送りとされていますが、今後、「利用者負担2割の範囲」が拡大していくことが見込まれています。このような動きから、サービスの利用控えが増加していくことも予想され、高齢化が進む現代社会における課題であると感じます。

委 員： 介護職員の処遇改善についてですが、介護人材の高齢化や労働人口の減少も進んでおり、今後報酬が上がっても人材がいないという事態に陥る可能性があります。人材育成については、市と福祉施設で連携して取り組んでいかなければならないと感じました。

会 長： 人材育成については深刻な課題だと感じます。行政と介護施設が連携して解決していく必要がありますが、難しい問題だと思います。

他に御意見・御質問ありますでしょうか。なければ議論はここまでとし、事務局にお返しします。

事務局： 委員の皆様、各議題等を御審議いただきありがとうございました。本日御審議いただいた内容を踏まえ、2月6日（火）に実施する次回委員会にて、各計画の答申内容についての最終確認を行います。その後、市長に対して答申手続を行うことを予定しています。

4 その他

事務局： 委員の皆様から何かありますか。なければ事務局から2点御案内します。

事務局： 1点目は、令和5年度第5回福生市地域福祉推進委員会会議要録についてです。事前資料1の「令和5年度第5回福生市地域福祉推進委員会 会議要録」を御覧ください。こちらは、11月17日（金）に開催した第5回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。事前資料として送付しましたが、お気づきの点がありましたら、御指摘ください。

特になければ、後日に、福生市ホームページに掲載する予定です。

2点目は、次回委員会の開催について御案内です。第7回の福生市地域福祉推進委員会ですが、令和6年2月6日（火）午後1時30分から、会場はもくせい会館301・302会議室を予定しています。次回の会議が本計画策定における最終回となります。会議の最後には、皆さまに御審議いただいた各計画を市長に対して答申していただく予定となっていますので、よろしくお願ひします。

机にも通知を配付していますので、お手元でもご確認いただければと思います。

説明は以上です。

5 閉会

事務局： 以上を持ちまして、令和5年度第6回福生市地域福祉推進委員会を終了します。

（午後2時19分 閉会）